入札説明書

「有限会社立龍美掃吉備高原牧場第２ファーム死廃畜保冷倉庫整備」に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。また、当該入札に関する質問がある場合は、下記２に対して、質問書・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　公告日

令和８年１１月１１日（水）

２　契約担当窓口

〒７００－０９８４　岡山市北区桑田町１番３０号　岡山県農業共済会館２階

一般社団法人岡山県畜産協会内　岡山県養豚振興協会事務局

ＴＥＬ：０８６－２３４－５９８１　ＦＡＸ：０８６－２２３－４７５５

３　参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札（条件付）公告に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり入札参加資格確認申請書を前項の契約担当窓口に提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できないものとする。

（１）提出期限

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２６日（木）正午まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

（２）提出場所

２に同じ

（３）提出方法

申請書の提出は、持参もしくは郵送により行う。

また、郵送等により提出を行う場合は、一般書留、簡易書留またはこれに類するいずれかの方法により送付すること。

ただし、令和８年１１月２６日（木）正午までに必着とする。

（４）参加資格確認通知

入札参加確認申請書を提出した者について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

（５）申請書の作成

申請書は、一般競争入札（条件付）公告に沿って、別紙様式第１により作成すること。

（６）その他

ア　提出された入札参加資格確認申請書は返却しない。

イ　入札参加資格確認申請書及び関係様式は、当入札説明書に添付される。

4　本物品整備における必要な資格等に関する事項

事業実施主体が整備能力に問題ないと判断したもの。

5　入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと通知を受け取った者は、契約担当窓口に対して参加資格がないと認めた理由について、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（1）提出期間

令和８年１１月２７日（金）正午まで

（2）提出場所

２に同じ

（3）提出方法

書面は、電送（ＦＡＸ送信）によるものとする。

（4）契約担当窓口は、説明を求められた時は、説明を求めた者に対し、書面（ＦＡＸ送信）をもって回答する。

6　基本仕様

（1）冷凍保管庫　１式

内寸（m）:

Ｗ２，２８０（扉幅２，０００）×Ｌ２，３００×Ｈ２，２００（扉高１，８００）

内寸床面積：５．２４４㎡

冷凍設備機器

室外機

室内機

コントローラー

（2）リリーフ弁　１式

7　入札及び開札の日時及び場所等

入札者は次の日時、場所に出席し、指示に従って入札書（別紙様式第２）を提出する。

（1）日時

令和８年１１月３０日（月）　午後１時３０分

（2）場所

岡山市北区桑田町１番３０号　岡山県農業共済会館２階

一般社団法人岡山県畜産協会　会議室

（3）電話番号

０８６－２３４－５９８１

（4）その他

ア　入札にあたっては、参加資格があることを認められた入札参加資格確認申請書の写しを持参し、事前に提示すること。

イ　代理人が入札するときは、委任状（別紙様式第３）を事前に提出すること

8　入札の方法

入札者は、下記の事項に注意し、厳正に入札を行う。

（1）入札書の様式は、別紙様式第２のとおりに行う。

ア　入札金額(消費税は含まない)

イ　法人名・代表者・法人印

ウ　入札年月日を記入する。

（2）入札回数は３回までとする。

（3）入札保証金の納付は必要ない。

（4）入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効又は失格とする

ア　入札参加資格のない者

イ　代理人で委任状を提出しない者

ウ　入札に必要な事項を記載しない者

エ　同時に２つ以上の入札書を提出した者

オ　入札に関して不正な行為を行った者

カ　入札の時間に遅れてきた者

（5）落札者の決定方法

ア　予定価格の範囲内で最低価格をもって入札したものを落札者とする。

イ　最低価格入札者が２人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

ウ　予定価格に達しない場合には、最低入札者と協議し決定する。

9　契約手続等

（1）落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書案を提出しなければならない。

（2）上記期間内に契約書案の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことができる。